

／日本⑦大の本全です。テーマで話す。

レジュメに沿って。

I.(1) 2011年7月に改正。その条文。

国会議員が提出。全政党が賛成した。

今、共に生きることを否定できない。⑧の程度に
関係なく。

今後は、地域生活をあきらめず、枠内の理念を
めざす。当事者と共に。

(2)へ。当たり前のこと。だが条文にあっても
達成できない。事業を担う人も自然に増えない。

グループホームに地域で反対運動も。

住民に理解を求めていく。

(3)当事者、関係者が地域生活の環境を整備
してきた。粘り強い運動で法律もできた。

理念の具体化が求められる。